

第八編 労働者の教育

問題

概説

本年度の労働者教育問題の概況に關しては便宜上之を第一、本年度の労働者教育施設と第二、最近労働者の教育程度並に教育機關の狀況とに二大別し、更に前者を其施設機關によつて一、國家及び公團體（之を更に1.文部省、2.其他の官廳、3.公共團體に三分する）の施設と、二、私人又は私團體（之を更に1.私人、2.私設會社、3.私團體に三分する）の施設とに分類し、次に後者を一、労働者の教育程度と二、労働者教育機關の狀況とに分類して觀察し、叙述して見やう。

今本問題全體を概観して特に本年度の特色として擧ぐべきは前者にありて、文部省が或は實業補習學校に對して補助金を交付し、又は實業補習學校教員養成所令を發布して教員素質の改善を圖ると共に優良なる教員を潤澤に供給するの途を講じ、

或は實業學校令を改正し、更に實業補習學校規定を制定して職業教育の刷新を期する等頗る此方面に盡力した事と、一方労働團體の指導者、若くば之れに類する人々が労働者教育の必要を痛感して漸やく各所に此事業を起した事、換言すれば労働者側の教育運動が始めて其緒に就いた事である。而して就中此労働者側の教育運動は本文掲出の外、小規模のものが東京を中心として各地にポツ／＼起りつゝあるのみであつて未だ大いに振ふには至らないけれども、兎に角労働者自身が冷靜且つ深刻に労働運動の文化的使命を考察し、而して之に對應する労働者自身の人格的並に技術的教養の肝要なるを自覺し、自ら求めて各地の労働講座に出席し、又は自ら進んで此種の計畫を企圖するに至つたことは最も特筆すべき事項であるのみならず、労働者教育問題の上より見て最も本質的であり、労働運動の上より見て最も根本的であると思はれる所の此方面の教育運動は、今後我國労働運動の進展につれて益々旺盛と

なるであらう。以下順を追ふて本年度重要事項を掲出する。

第一 本年度の労働者教育施設

（實業補習學校施設概況に就ては大正八年度日本労働年鑑第六三九頁を見よ）

一、國家及公團體の施設

1. 文部省

就學兒童保護施設講習會

文部省に於ては國民教育の社會的施設、例へば貧困兒童の就學獎勵や盲啞兒童病弱兒低腦白痴等の如き特殊兒童の教育並に保護や卒業兒童の職業指導等の施設が國民教育上重大なる意義を有することを認め廣く國民をして其必要を知らしむると同時に教育當時者に對して其施設に關する知識の普及を圖らんが爲め、九月二十四日より三十日に至り六日間省内修文館樓上に於て就學兒童保護施設講習會を開催した。會員側より東京府社會教育主事吉田幹氏外七十名、聽講生三十二名出席、講師は夫々専門の學者、當局者、經驗家を以

て之に宛てた。

實業補習學校補助金交付

文部省に於ては實業補習學校専任教員の増置を奨励する爲其俸給に對し九年度下半年に於て道府縣に割當交付すべき國庫補助金十五萬圓は實業補習學校の校數、經費、補助費教員養成費及講習費等を參酌し左の如く配當交付を決定したる旨主務局長から地方長官宛通牒を發した。

大正九年度國庫補助配當調

道府縣	交付額	道府縣	交付額
北海道	二、二〇〇	青森	二、三〇〇
東京	五、八〇〇	山形	三、六〇〇
京都	三、四〇〇	秋田	三、八〇〇
大阪	六、七〇〇	福井	二、二〇〇
神奈川	三、六〇〇	石川	三、二〇〇
兵庫	五、三〇〇	富山	一、五〇〇
長崎	二、九〇〇	鳥取	二、二〇〇
新潟	三、六〇〇	島根	三、四〇〇
埼玉	三、〇〇〇	岡山	四、〇〇〇
群馬	三、七〇〇	廣島	五、一〇〇
千葉	三、五〇〇	山口	三、七〇〇
茨城	三、八〇〇	和歌山	二、七〇〇
栃木	一、五〇〇	徳島	二、五〇〇
奈良	二、〇〇〇	香川	二、二〇〇

労働者の教育問題

三重	二、二〇〇	愛媛	二、八〇〇
愛知	五、七〇〇	高知	一、五〇〇
静岡	三、六〇〇	福岡	三、八〇〇
山梨	一、七〇〇	大分	二、〇〇〇
滋賀	三、四〇〇	佐賀	一、五〇〇
岐阜	三、二〇〇	熊本	三、二〇〇

實業補習學校教員養成所

令發布

實業補習學校教員養成所令は十月三十日の官報を以て左の如く公布された。

實業補習學校教員養成所令

- 第一條 北海道府縣及市に於て設置する實業補習學校教員養成所は本令の定むる所に依る
- 第二條 實業補習學校教員養成所の設置廢止は文部大臣の認可を受くべし
- 第三條 實業補習學校教員養成所に左の職員を置く
 - 所長、教諭、助教諭、書記
- 前項の職員の外寄宿舎の設ある養成所には舎監を置く
- 第四條 所長は委任官の待遇とす地方長官の監督を承け所務を掌理し所屬職員を監督す
- 第五條 教諭は委任官又は判任官の待遇とし助教諭は判任官の待遇とす生徒の教育を掌る教諭にして委任官の待遇と爲すとを得る者の員數に關しては公立學校職員制中實業

學校に關する規定を準用す

舎監は教諭又は助教諭を以て之に充つ所長の指揮を承け寄宿舎の事を掌る

第六條 書 是判任官の待遇とす所長の指揮を承け庶務に従事す

第七條 實業補習學校教員養成所職員の待遇官等級に關しては公立學校職員待遇官等俸級令中實業學校職員に關する規定を俸給旅費其の他諸給與に關しては公立學校職員俸給令中實業學校職員に關する規定を分限に關しては公立學校職員分限令を準用す

第八條 本令に定むるものを除く外實業補習學校教員養成所の設置、廢止、入學資格、修業年限、學科及學科目並教諭及助教諭の資格等に關する規程は文部大臣之を定む

附則

本令は大正十年四月一日より之を施行す

而して右養成所令施行細則は十二月十八日の官報で左の如く公布された。

- 第一條 實業補習學校教員養成所の修業年限は一年乃至二年とす
- 第二條 實業補習學校教員養成所の學科目は修身、教育、法制、經濟並に實業に關する學科目及實習とす但女子には家事裁縫を加へ法制經濟は之を缺くとを得
- 第三條 第一項第二號に該當する者又は之に準ずべき者に就ては教育は之を課せざるとを得
- 第一項學科目の外國語、數學、簿記、社會

學大意其他必要なる學科目を加設することを
得

第三條 實業補習學校教員養成所に入學する
とを得る者は左の各號の一に該當するもの
たるべし

一、尋常小學校卒業程度を以て入學資格と
する修業年限五年以上の實業學校又は之
と同程度の實業學校を卒業したる者

二、師範學校を卒業したる者前項の外中學
校又は高等女學校を卒業したる者、小學
校又は高等女學校を卒業したる者、小學
校本科正教員、小學校専科正教員の免許
狀を有する者若し尋常小學校卒業程度を
以て入學資格とする修業年限三年以上の
實業學校を卒業し二年以上實業に關する
經驗を有する者其他之に準ずべき者にし
て相當の學力ありと認めたるものは之を
入學せしむることを得

第四條 實業補習學校教員養成所には講習科
を設くることを得

第五條 實業補習學校教員養成所の教諭及助
教諭たるを得る者は一般の實業學校教員た
ることを得る資格を有するものたるべし

第六條 實業補習學校教員養成所は公立學校
又は實業に關する公立の試験場若し講習所
に併設することを得

第七條 實業補習學校教員養成所に於ては教
室、實際室、實習場、器具、機械、標本、
圖書其他教授上必要なる備を爲すべし

第八條 實業學校設置廢止規則は實業補習學
校教員養成所の設置廢止に關し之を準用す

第九條 實業補習學校教員養成所生徒の學資
の給與及卒業後の服務に關する事項は地方
長官之を定む

附則

本令は大正十年四月一日より之を施行す但本
令の規定中之に依り難きものに就ては大正十
一年三月卅一日まで之を斟酌することを得

更に實業補習學校教員補充の爲め左記
の通り教員資格規定を改正し同じく十八
日の官報にて公布した。

第三條 一般の實業學校の教員たることを得る
資格を有する者の外左の各號の一に該當す
る者は實業補習學校の教員たることを得

一、實業補習學校教員養成所卒業者
二、小學校本科正教員又は小學校本科正教
員の免許狀を有する者

第二條の二 實業に關する特別の知識經驗を
有する者は地方長官の認可を受け實業補習
學校の教員たることを得

第三條中 「第二條」を「第二條の二」に改む
第四條中 「第一條又は第二條」を「第一條乃
至第二條の二」「二」「助教諭、訓導又は准訓
導」を「及助教諭」に改む

第五條の二 左の各號の一に該當する者にあ
らざれば公立實業補習學校の教諭と稱する
ことを得ず

一、一般の實業學校の教員たることを得る資
格を有する者
二、修業年限二年の實業補習學校教員養成

所を卒業したる者
三、前號以外の實習補習學校教員養成所を
卒業したる者にして三年以上助教諭の職
に在りたるもの

四、小學校本科正教員又は小學校専科正教
員の免許狀を有する者にして六年以上助
教諭 職に在りたるもの

實業補習學校以外の公立學校の教諭又は助
教諭の職に在りたる者は前項の規定に拘ら
ず公立實業、補習學校の教諭と稱することを
得

第五條中 「徒弟學校」を「職業學校」に、「前
條」を「第四條」に改む

附則
本令は大正十年四月一日より之を施行す
大正八年文部省告示第九十二號公立私立實
業學校教員たることを得る者の指定第二號各項
の一に該當し本令施行の際現に實業學校の教
諭又は助教諭の職に在る者は實業學校教員の
資格を有するものとす本令施行の際現に實業
補習學校の訓導の職に在る者實業補習學校教
員の資格を有するものとす

本令施行の際現に實業補習學校訓導の職に在
る者にして第二條第一項の資格を有するもの
に就ては第四條の二の適用に關し助教諭の在
職年數を相當斟酌することを得

大正十一年三月卅一日までに設置せられたる
實業補習學校教員養成所に準ずべき施設にし
て文部大臣の指定したるものは本令の適用に
關し實業補習學校教員養成所と看做す

工業學校長徒弟學校長協議會

第四回全國工業學校長、徒弟學校長協議會は十一月三日から五日間東京高等工業學校に於て開會、出席者は東京府立工藝學校長近藤榮介氏外七十八名で、文部省諮問案及び建議案並に協議案は左の如くであつた。

諮問案

- 一、工業教育の施設經營に關して工業者と密接なる連絡を保つに適切なる方法如何建議案

(三井工業學校提出)

- 一、労働保險制度を速に實施せられんことを其筋に建議するの可否

(東京、横濱、名古屋、京都、大阪、神戸各市學校提出)

- 一、工業教員養成機關を擴張し適當なる專任教官を置かれたき事
- 一、工業學校卒業生の徴兵服役の際は其の技術に關係ある部隊或は工廠等に於て服役せしめらるゝ様陸海軍省へ交渉せられたき事
- 一、萬國労働會議の開催に關し委員派遣の場合には工業教育者を顧問者に加へられたき事
- 一、文部省主催の講習會は時々實地工場又は作業現場等に開催せられ又實驗或は實習授法の講習會をも開催せられたき事

労働者の教育問題

- 一、國定教科書編纂委員中に工業教育者を加へられたき事

(名古屋市立工業學校提出)

- 一、公立職員俸給令中に小學校令施行規則第五章第四節俸給旅費及び諸給與準則第五百十七條と同様の規定を加へられんことを望む
- (松江市立女子技藝學校提出)
- 一、公立學校職員俸給義務額を定められんことを建議する事
- 一、速に女子實業學校令を發布せられんことを建議する事

協議案

(六大都市工業學校提出)

- 一、實業教育を中心として一般教育制度に改造を期する事
- (一)普通教育を實業教育に資せしむる様努むる事
- (二)師範教育を實業教育に一層交渉あらしむる事
- 一、工業學校の増設を期する事
- 一、工業學校内に産業指導機關を附設するの可否(大阪市立工業學校、同實業學校、大阪府立西野田職工學校、同今宮職工學校提出)
- 一、工業學校職員奏任待遇員數に關し特例を開かれたき事
- 一、五年以上勤続職員は定員に拘らず奏任待遇と爲し得る事(鹿兒島縣立女子興業學校提出)
- 一、女子の學校長に對し左の事項を承りたし

- (一)現に採用中の修身、國語、家事の各教科目並に右査定に關する御意見

(二)各學校年中行事の主なる事項

- (三)創立記念(特に十年又は二十年の大記念式)を舉行せられたる事あらば其の施設並に狀況の概要

- 一、東京市内に於ける共立女子職業學校、東京裁縫女學校、女子美術學校、和洋裁縫女學校等工藝美術に關して教授する諸學校の校長を特に本會員に加へては如何

實業學校令改正

現行實業學校令は明治三十二年勅令を以て制定公布(同三十五年同三十六年一部改正)せられたものであるが時勢の進運に應じて政府は之を改正することに決定し、其原案は十一月十七日の樞密院會議に於て可決の後裁可を仰ぎて十二月十六日の官報を以て左の如く公布された。

實業學校令中左の通り改正す

- 第一條 實業學校は實業に従事する者に須要なる知識技能を授くるを以て目的とし兼て徳性の涵養に力むべきものとす

第二條中「商船學校」の下に

「水産學校其の他實業教育をなす學校」を加へ「蠶業學校、山林學校、獸醫學校及水産學校及」を「獸醫學校」に改め又同條 三項

を削る

第三條第一項但書を削る

第四條 郡市町村、北海道、沖繩縣の區、北海道の一級町村、二級町村市町村學校組合及町村學校組合は實業學校を設置する事を得

但實業補習學校以外の實業學校に就ては土地の狀況に依り須要にして其の區域内小學教育の施設上妨げなき場合に限り
市町村、市町村學校組合及町村學校組合は前記の規定に依り實業學校を設置する場合に於て費用の負擔のため學區を設くる事を得

第五條 商業會議所農會其の他之に準ずべき公共團體は實業學校を設置する事を得
前項の規定に依り設置したる實業學校は私立とす

第五條の二を削る

第七條第一項を左の如く改む
公立又は私立の實業學校設置廢止は文部大臣の認可を受くべし但實業補習學校にありては道府縣立に依るものを除くの外地方長官の認可を受くべし

第十一條、第十二條削除
附則 本令は大正十年四月一日より之を施行す

公立學校職員制改正

公立學校職員制中左の通り改正す

第四條中「乙種實業學校及徒弟學校」を「女子實業學校及實業補習學校」に改む

第十二條中「及實業補習學校を削る」

附則 本令は大正十年四月一日より之を施行す

大正六年勅令第十號は之を廢止す本令施行の際現に公立實業補習學校の訓導たるものに辭令書を受附せられざる時は當該學校の助教諭に任ぜられたるものとす

公立學校職員待遇官等勅令改正
公立學校職員待遇官等勅令中左の通り改正す

第八條中「及實業補習學校」を削る
附則 本令は大正十年四月一日より之を施行す

實業補習學校規程制定

文部省に於ては昨年以來工業、農業及商業教育に關する調査委員會を設置し、爾來各委員會に於て鋭意調査中漸やく成案を得たので十一月廿日工業補習教育案を、十一月廿二日、農業及商業補習教育案を發表した。(三案の内容省略)而して夫々三案に基きて更に審議を遂げ該三案を包括して實業補習學校規程を制定し十二月十七日の官報を以て左の如く公布した。

第一條 實業補習學校は小學校の教科を卒へ職業に従事する者に對し職業に關する知識

技能を授けると共に國民生活に須要なる教育を爲すを以て本旨とす

第二條 實業補習學校の課程を前期後期に分ち其の修業年限は前期二年後期は工業又は商業に關する學校に在りては二年農業又は水産に關する學校に在りては二年乃至三年を標準とす

第三條 實業補習學校に入學することを得る者は前組に在りては尋常小學校卒業者又は之に準ずべき者とし後期に在りては前期の課程を卒へたる者高等小學校卒業者又は之に準ずべき者とす

第四條 實業補習學校の教授時數は一年に付工業又は商業に關する學校に在りては前期二百八十時乃至四百二十時後期二百十時乃至四百二十時農業又は水産に關する學校に在りては前期二百時乃至三百二十時後期百六十時乃至三百二十時を標準とす

第五條 實業補習學校の學科目は前期に在りては修身國語數學理科及職業に關する學科目とす但し前期の理科後期の國語又は數學は之を缺くことを得女子に課すべき學科目は前期に在りては修身國語數學家事裁縫及職業に關する學科目とし後期に在りては修身國語家事裁縫及職業に關する學科目とす但し前期の家事又は裁縫後期の國語家事裁縫中二學科目以内は之を缺くことを得
前二項の學科目の外必要に應じ歴史地理體操法制經濟簿記外國語其の他の學科目により適宜選擇して之を加設することを得

第六條 一學科目又は其の一部を他の學科目又は其の一部に併せ之を一學科目と爲すことを得

第七條 加設學科目及後期の職業に關する學科目中或事項は生徒の志望に依り之を缺き又は選擇履修せしむることを得

一學科目又は數學科目に付或學年の課程を修了したる者と同等以上の學力ありと認めたるものに對しては當該學年に於て之を課せざることを得

第八條 實業補習學校に於ては適當なる學科目に於て法制上の知識其の他國民公民として心得べき事項を授け又經濟觀念の養成に力むるを要す職業に關する學科目に於ては前期に在りては工業農業商業又は水産等に關し主として基礎的知識技能を授け後期に在りては職業の種類に應し適切なる事項を授くるを要す

第九條 實業補習學校に於ては常に生徒の體育及衛生に留意するを要す

第十條 實業補習學校に於ては後期の課程を卒へ更に學習せんとする者の爲めに適宜の課程を卒へ更に學習せんとする者の爲めに適宜の課程を設け一定の期間之を在學せしむることを得

第十一條 實業補習學校には土地の情況に依り前期又は後期の課程のみを置くことを得

第十二條 工業農業商業水産以外の職業に關する實業補習學校の修業年限教授時數學科目等は前數條の規定に準じ之を定むべし

第十三條 前各條に規定するもの、外後期の課程を卒へたる者又は相當の年齢に達し相當の學力若は技能を有する者に對し主として職業に關する専門の事項を授くる爲高等

の實業補習學校を設くることを得

高等の實業補習學校の修業期間、教授時數學科目等は學科の種類、土地の情況等に依り適宜之を定むべし高等の實業補習學校の過程は他の實業補習學校の課程として之を置くことを得

第十四條 實業補習學校に於ては短期間特殊の事項を授くる爲隨時講習を爲すことを得

第十五條 實業補習學校は學校、試驗場、講習所等に併設することを得

第十六條 實業補習學校には分教場を設くることを得

第十七條 實業補習學校には學科目教授時數及學級數に應じ相當員數の教員を置くべし

第十八條 實業補習學校には必要なる諸室、圖書、器具、機械、標本等を備ふべし

第十九條 實業補習學校の學則中に規定すべき事項凡左の如し

- 一、學校の目的
- 二、修業年限に關する事項
- 三、學科目及其の程度に關する事項
- 四、教授時數に關する事項
- 五、教授の時刻及季節に關する事項
- 七、入學退學等に關する事項
- 八、授業料等に關する事項
- 第二十條 道府縣立にあらざる實業補習學校

の修業年限、學科、學科目及其の程度並教授時數に關する事項は地方長官の認可を受くべし

附則

本令は大正十年四月一日より之を施行す
特別の事由に依り本令の規定中之に依り難きものに付ては本令施行の後三年間は仍從前の例に依ることを得

2. 其他の官廳

煙草專賣局の教育計畫

煙草專賣局に於ては技術工の養成に意を用ひ今後各支局をして見習工を養成せしめ、一般製造上の熟練工にして他の模範となるべき者の地位昇進に關しては充分の考慮を拂ふべき方針を採ると云ふことを五月廿二日に發表した。

尙同局では全國各支局の工場に働いてゐる約四萬の女工に作業中の時間を一時間減じ、且つ普通賃銀を興へて高等小學校程度の教育を授けやうとの案を立て今冬の議會に提出し、通過したら大正十年四月から實施することになつてゐる。因に此女工中高等小學校を卒業した者は僅かに一

二割で七割前後は尋常科を卒業したに過ぎぬとの事である。

女子電話局員の教育施設

東京中央電話局の交換手女學校は九月十六日午後一時から麴町丸の内局の休憩室に於て開校式を舉行した。各局よりの生徒總代約五十名に向つて新名局長の訓示、嘉悅校長の訓示、生徒總代の答辭等あつて式を了り茶話會を催した。而して全體の授業は十七日より開始し、教師は嘉悅孝子女史の日本女子商業學校の教師約十五名が擔當し、生徒は四千人に達し、九段と番町局、新橋と銀座局、浪花と濱町局を各一校として他は一局一校で全部十四校である。尙大阪の電話局に於ても相愛女學校に於て同様の試みをやつて居るが頗る好成績を擧げて居る。

3. 公共團體

東京府の夜間中學創設計畫

晝間は實務に就き夜間に正規中學の課程を修學せんとする少年勞働者多きに拘

らず從來我國には一つも其設備は無かつたのであるが、東京府では茲に鑑みる處あり正規の夜間中學を、市内の府立中學の全部或は二校位を選んで附設する計畫を立てた。

右に就き東京府屬は左の如く語る。

「府に於ては既に夜間中學の設置に就て既に十分準備が出来て居るが、肝腎の文部省の意嚮が決定しなかつた爲めに遂に明年度の豫算に經費を計上し得られなかつた。夜間中學は晝間通學の出來ぬ者を收容する目的であるから、大體に於て普通の中學と同様とし先づ一學年を二學級に分ち、一學級の定員を四十名とする、而して修業年限は五ヶ年とし、授業時間は午後四時から同九時迄と定めて一週卅時間の授業とし、教室の電燈装置は十分照明法に留意すると同時に、運動場にも百燭光以上の電燈を各所に取付けて、晝間と同様、思ふ様自由の運動の出来るやうにするのである、又入學資格は尋常小學校卒業生とし、同夜學卒業生に對しては銓衡の上入學せしむる

が、志望者が定員を超過した場合は選抜試験を施行する、尙ほ府に於て第一、第三、第四の三府立中學の中に、二校を設置し専任教員を任命する計畫であるが、豫算は約一萬圓の豫定である、然し何分明年度の豫算に計上し得なかつたので、明年四月から開校するか何うか今の所では未定である」

市立大阪實業學校創設

大阪市に於ては大正六年、同市小學校附屬の補習學校に對して、其の中心とも云ふべき商工業補習學校の創設を企圖し、大正七年十二月から中之島玉江町二丁目に新設工事を起したが、翌八年四月二十五日校舎の大部分を完了し、而して更に本年四月に至り機械工場が竣工し、兎も角も最初計畫の校舎の落式を見た。而して生徒は八年四月一日に商工本科一年生約二百名を商、機械、金工、應化、電氣木工等に入學せしめ、専修科生徒二百八十餘名を、更に同年十月には一千八十八名を入學せしめた。本年四月には更に商業本科生徒百二十名、工業本科生徒百廿五名、専修科には男女千四

百三名(延人員)十月には千七百七十名(延人員)を入學せしめた。之等本科商工業の生徒は來年四月に始めて卒業生として本校を出る者であり、専修科は三ヶ月若くは六ヶ月は各々其の學術の終了と同時に、自家の業務に従ふ者であつて其多くは已に業務に従事して居る者である。左に「本校一覽表」を紹介する。

一 本校設立の趣旨

- 一、本校は本市工業界の現況に鑒み簡易清新なる専門的知識と技能とを授け之を通して忠實なる實業的薰化を施すにあり
- 二、實業界の實質を改善する所以の途は商工業教育の密接なる聯絡にあり實業教育の徹底は工業教育即ち商品生産教育の普及にあり本校は商工業教育の缺陷を補ひ實業教育及實業補習教育の振興を計らんとするにあり
- 三、本校は獨り晝間徒弟教育並に乙種商業教育を行ふ外特に校舎の利用を考へ夜間若くは晝間に於て實業に従事せる青年に職業上必要な教育を授け更に夕間女子の爲めに商工業に關する知識技能を授け女子職業に對する指導を與へんとす

二 本校の組織

(一) 學科目組織
晝間 工業 本科 (二ヶ年)
晝間 商業 本科 (二ヶ年)

労働者の教育問題

夜間	工業補習專修科 (六ヶ月以上)
女子夕間	商業補習專修科 (六ヶ月以上)
不定期	工業補習講習科 (不定期)
	商業補習講習科 (不定期)

(二) 實業學校補習專修科課程表(省略)

三 本校の設備

本校は普通教育本位の補習教育に對し實業本位の補習教育を以て特點となすが故に機械工業科に於ては本型より鍛工鑄工仕上工場を有し更に電氣木工應用化學分析金屬工業に至る迄凡て專屬の工場を設け教授と相依ちて實習を行はしめ簡易なる製作をなさしむ校舎は三階洋風にして教室を上階とし一層は工場及事務室に當つ此建坪數三二九、三六坪敷地六九三、二七坪なり

四 豫算及設備費

本校の教育は其趣旨より校舎の位置を考へ本市青年のため校間生徒に通學の便を計れり現校舎の坪數は學校通路共七百六十七坪にして經常費七九、三三〇圓にして其内譯次の如し

給料	五三、八一〇
需用費	一三、三六八
雜給	九、三四六
其他	二、八〇六

五 本校教育の主義

一、本校は實業に従事せんとする青年少年に其の個人的長短を考慮し之に切實なる知識と經驗とを授け團體として互に融和協同し誠實且勤勞を樂むの美風を成さしめ

國民として高潔なる人格を修養せしむるにあり

二、本校の教授は生徒知識の開發を凡て彼等の自發的活動によらしめ自學自修漸次に學術經驗の効を遂げ他日自ら大成の端を拓く其礎を養ふことに努め常に反覆練習を重んじ平易なる學理と雖も之を確實に了解せしめ或は實驗應用をなさしめ將來業務上に於ける彼等の健全なる手腕を養はしむるを以て教授の主眼とす

次に本校心得要綱を示せり

- 一、本校生徒は常に品行を慎み忠實に校規を遵守すべし
- 二、本校生徒は師長に對する禮儀を重んじ實實剛健の風を養ふべし(其他略)

六、職員組織

本校の創設は輓近世運の趨勢を鑒み我國の補習教育並ニ實業教育の發展を計り實業界に於ける幾多の商工業従業者に其の生産的能力を増進せしめんとし一面に於ては晝間補習教育の實現をも企劃實現せんとするが故に職員組織は凡て兼任兼職者を避け専心本校教育の衝に當ることを得るものを以て組織をなせり

大阪市主催商工補習學校

聯合會

大阪市主催全國商工補習學校聯合會は、大阪市中央公會堂に於て五月廿二日午前

九時開會し、討議四日に亘り二十五日正午閉會を告げた。此會には小樽を最遠隔の地として百八十餘名の補習學校長が會し、文部省より山崎實業學務局長、關口督學官列席した。而して其議案は左の如くであつた

文部省諮問案

商工補習教育振興に關する最適當なる方策如何

討議題

- 一、補習教育を義務教育となすことを其筋に建議すること
- 二、實業補習學校を二年の義務教育とすることを其筋に建議すること
- 三、明治三十二年勅令第二十九號實業學校令第十二條「公立實業補習學校職員の名稱待遇は公立小學校の例に據る」を削除し明治二十四年勅令第二百四十四號公立中學校高等女學校實業學校名稱待遇及任免の件第一條「公立中學校高等女學校專門學校實業學校職員の名稱左の如し。校長、教諭、助教諭、舎監、書記」中助教諭の次に訓導(但し補習學校に限る)を挿入せられんことを其筋に建議すること
- 四、實業補習學校教員名稱待遇を一般實業學校に準せしめんことを其筋に建議すること
- 協 議 題
- 五、都市に於て青年教育を目的とする實業補習學校の修業年限教授時刻教授季節學科目

は如何に定むるを適當とするか(以上第一日)

討議題

- 六、町及市に學年制による通年晝間教授の第一種第二種補習學校を設くるの可否
- 七、實業補習學校専任教員に對し年功加俸給與制(一般實業學校と同一なる)を設けられたきことを其筋に建議すること
- 協 議 題
- 八、商工補習學校に於ける訓育の最適當なる方法如何
- 談 話 題
- 九、徒弟又は職工を收容する補習學校に於て學校の成績を其職業業務の報酬増減に斟酌加味せらるゝ狀況如何(以上第二日)
- 討 議 題
- 十、實業補習教育用修身教科書を編纂せられんことを其筋に建議すること
- 十一、實業補習學校に於て其教科書を編纂する時は其編纂費を政府より補助するの途を開かんことを文部大臣に建議すること
- 十二、實業補習學校教員養成所を設けられんことを其筋に建議すること
- 協 議 題
- 十三、實業補習學校に於ける生徒募集の適當なる方法如何
- 談 話 題
- 十四、補習學校生徒の慰安方法如何(以上第三日)

右の中可決されたのは一、四、七、十、

十一、十二の六項であるが、四と七及び十と十一とは類似の問題であるから、結局(一)補習教育を義務教育となす事、(二)補習學校教員の待遇を改善すること、(三)補習學校用教科書を編纂する事、(四)補習學校教員養成機關を設置する事の四項に歸する。而して其の中最も盛んに論議されたのは第一の補習教育を義務教育となすの件であるが、此問題に就て出席の關口文部省督學官は「工業教育調査委員會で此問題は論議されたことはあるが目下義務教育八年制實施が既定の事實となつてゐるので此際補習教育を義務教育となすことは町村の負擔を非常に増大する事となり到底實行困難であるから先づ八年制實施後でなければ實行は難かしい」と明言したから此問題も當分は實行される見込みはないものと見なければならぬ。次に待遇問題に關しては大多數は中等教員同様の待遇を希望してゐるのであるが、之に對しても文部省の意嚮は否定的で「補習學校教員は先づ小學校教員と中等學校教員と中間

と心得られたい、年功加俸も中等教員より二割低く見込んでゐる」と關口督學官は言明した。次の教科書編纂及び教員養成機關設置の問題は大した議論もなく大多數で可決された。而して從來最も困難を極めつゝあつた實業補習學校教員の不足に對し、十月三十日に至り「實業補習學校教員養成所令」が發布された。(後出)尙文部省諮問案「商工補習教育振興に關する最も適當なる方策如何」に對する答申は左の如くであつた、

甲 法規の改正

- 一、市町村は條例を設け其地方的狀況に鑑み其住民に適切なる補習教育を強制することを得るやう國家は勅令を以て義務補習教育施設に關する規定を設くる事
- 二、府縣市町村同業組合其他の團體をして必ず補習學校を設置せしむるため國家は地方補習教育公設委員設置に關する規定を設くる事
- 三、實業教育國庫補助法による實業補習教育國庫補助は更に之れを増額する外國家は地方費を以つて補習教育費強制支辨をなすの法を設けると
- 四、實業學校令第十二條を削除し實業補習學校教員の名稱待遇を一般實業學校の例に

労働者の教育問題

- よらしめ府縣市立實業學校教員養成に關する規定を設くる事
- 五、國家は實業補習學校の組織並に編成に關する規定を改正し義務補習教育並に任意補習學校に關する準則を設けると
 - 六、國家は現行工場法中滿十二歳以上及び十歳以上の幼年者を雇傭し得るの制を改め速かに滿十四歳以上と改正する事

乙 内容改善に關する方策

- 一、實業補習學校其他地方住民の公益に關係を有する團體並に機關は會社工場各種組合等に從業せる尋常小學校卒業者の實狀を嚴重に調査し補習教育の厲行徹底を努むる事
- 二、商工補習學校は勿論商業會議所同業組合青年團、軍人會、教育會は協力して補習教育の宣傳實施に關する努力をなす事
- 三、實業補習教育は單に知能の教授に止らず一層公民的生活の基礎を涵養し並に生徒の體育の向上發展に注意する事
- 四、國家は自ら實業補習教育用教科書を編纂し又は編纂せんとする地方團體に補助を給する事

大阪市小學校夜間部兒童教育上の困難點及其の對策調査

大阪市小學校夜間部兒童數在籍約四千に達するが晝間部兒童に比し、頗る不完全

な教育を受けつゝあるので、大阪市長はその改善を企圖し「本市小學校夜間部兒童教育上の困難點及び其の對策如何」を諮問したに對し、本年十月夜間部主任總會の答申したる所は左の如くである。

第一 出席不良難及其の對策

夜間部教育の難點は當然晝間に於て教育せらるべき兒童が其の保護者又は雇傭主等の便宜のために夜間に於て教育せらるゝより自ら生じたるものにしてこの出席不良難の如きも當然の結果なれども教育の能否が兒童の出席を第一前提として始めて論ぜらるべき以上夜間部教育上の難點はこれを措いて他に最大なるものなし本年五月末に於ける本市夜間部兒童出席狀況左の如し

在籍兒童數	日々平出席兒童數	出席率
東區	三六一	二二・二
西區	九一八	五九・九
南區	一、〇四四	六八・三
北區	一、〇三四	六七・四
全市	三、〇五七	二、一七九
全市	三、〇五七	六四・九

(但し調査校數四十一校五月末現在)

而してこの在籍の六割五に當る出席兒童中には約二割五分の遅刻者あるを想像し得べし

調査期間	始業時	在籍児童数	日々平均出席児童数	同上在籍対歩合	日々平均出席児童数	同上在籍対歩合
九條第三	自七月十九日 至同二十四日	午後七時廿分	一三四	七二	四五・七	二六・〇
桃園第一	自七月十六日 至同二十九日	午後七時卅分	一四七	一〇四	七〇・七	一四・〇
堀川	自七月十七日 至同二十四日	午後七時	九二	七三	七九・三	二一・七
計			三七三	二四九	六六・八	六一・七

更にかゝる出席不良の児童が一年六割八分五厘の半途入學者を含むを知る時誰か夜間部教育の困難を認めざるものあらん

中途入學 半途退學 計
 児童數 二、二八一 一、五四四 三、八三一
 在籍に對する歩合 六八・五 四六・二 一一四・八
 (本年度新設を除く三十八校昨年度分)

斯の如く出席状況の不良は、その原因(一)保護者の貧困(二)児童好學心の缺乏(三)督促事務の緩漫等に存するものありと雖も而もその最大なる原因は雇傭主が自らを利するに急して児童の被教育權を尊重せざると現在の児童教育の不備が國家社會の勞働能率を減退するのみならず延ては國家の衰亡を招くものなりとの意味に於ける國家社會政策の不備に歸するを得べし左表の如く児童の勞働一日平均九時間を超え八時間以上の勞働に服するもの九割以上に達するの事實は之を例證して餘りありと謂ふべし固よりその一部は簡易なる雜役

に服するものならんも勞働時間の長きは争ふべからざる事實とす

間以上	十時間以上	八時間以上	以下
男 五九六	一、二〇〇	七〇〇	一七〇
女 六六	三三五	一九二	八二
計 六六二	一、四三三	五九二	二五二

八時間以上	以下歩合	調査人員
男 九三・一	六・九	二、五八五
女 八七・八	一一・二	六八五
計 九二・〇	八・〇	三、二七一

(調査數四十、五月未現在)

既に成年勞働者に對しては八時間勞働が提唱さるゝ今日農商務大臣が十歳より十二歳までの少年工に對し六時間勞働を訓令せられて既に五閏年の今日彼等の勞働九時間を出づるは同情に絶えずその困憊の極昏々として教室に假眠を食るものも決して尠からざれど吾人は寧ろこれを責むるの殘酷を思はずんばあらず對策斯の如き出席状況の不良乃至好學心の缺

乏は啻に本市のみならず恐らく夜間部を有する諸大都市の等しく逢遇しつゝあるところの最大難點ならん、しかし「勞働後の教育」を前提とせる今日にては到底直ちにこれが根本的の解決をなすに由なし唯將來國民的覺醒により國家の法規を改正し國民的社會政策の徹底、斷行の氣運を高むると共に第二義的對策を執るの外途なかるべし、但しその階段的の對策と雖も大に社會的國民的の運動によるにあらずんば單に教育運動のみにては其效果覺束なかるべし

- 一、速に少年勞働法完成の機運を促成し雇傭主をして就學の義務を負荷せしめ同時に勞働時間を制限し以て學習に堪えしむる事
- 二、更に學務委員の活動及び方面委員の援助により保護者雇傭主に對し出席、就學督勵の途を講ずること
- 三、當事者に於て送籍、督促等の事務を敏活有力ならしむること
- 四、教科教材を整理して児童の能力に應じ生活に接近せしめ以て學習興味を旺盛ならしむること
- 五、各種の獎學的慰安的施設(學藝會、競技會、見學、旅行、講演、活動寫眞、褒賞等)を完備して児童好學心を培養すること
- 六、人格の愛より生るゝ深き愛情と不撓の努力を以て児童を覺醒し大に奮闘的生活を指導する事

第二 教科課程過重難及其の對策

本市の現制にては夜間部も亦義務教育なりと

の見解より晝間部の約六割三に相當する時間
 (一週教授時數六箇學年合計晝間六八四〇分
 夜間四二二〇分)を以て殆んど晝間部同様の
 教科課程を履修せしめつつあり現行法規上止
 むを得ざる所なりと雖も此の如きは形式のみ

備はり各教科の實績を考慮せざるの難點あり
 更にこれ等夜間部兒童の左記義務放棄期間の
 狀況に思ひを及ぼすときは教科程度過重の難
 點を一層切實に感得すべし

九條 第三 桃園 第一 堀川 第一 計	一月 二月 六月 一年 二年 三年 四年 五年 六年						調査人員			
	以内	以内	以内	以内	以内	前後		以上		
	一〇	五	一	九	一	七	二	二	四	五一
	一二	八	一	一三	一四	二	二	一	一	六四
	一〇	四	五	六	九	六	二	一	一	四三
	三一	一七	一七	二八	二四	一五	一六	四	五	一五八

(晝間部より夜間部に轉來する間に教育の中
 斷されたる期間を調査したるもの、本年七月
 末現在)すなはち一箇年以内の放棄六割弱一
 箇年以上の放棄四割強平均一人十四箇月六の
 放棄期間を有す教育の効果は之を單に形式の
 上に求めず實績の上に於て之を將來せざるべ
 からずとの吾等の立脚地より之を見れば其對策
 として左の諸點に留意するの切要なるものあ
 るを認む

が改正を促すの途を講じ現行法規内にて實行
 し得べき點は各夜間部教育設置の土地の事
 情に應じ教材の取捨細目の編制等に獨特の
 工夫をなすを要す

第三 學級編制並設備難及其の對策
 夜間部教育を晝間部の從屬視する意識的なる
 傾向は經費の豫算を貧弱ならしむ弊を伴ひ特
 に學級編制及設備の方面には多くの不備不完
 を生ぜしむ

一、新に簡易學習の制を立て教科を統合し教
 材を簡易するの途を講ずること
 二、半途入退學の頻繁、出缺不常のこの種兒
 童には到底教育の長き繼續を豫想すること
 難く從て長き系統を有する多くの教科より
 も短くして適當に統合せられたる教科課程
 を工夫し土地の事情に應じ巧みに之を運用
 する工夫をなすこと
 以上二對策中國家の法規に依るべき點はこれ

A 學級編制の不完全と其の對策
 夜間部教育は諸種の事情より智能徳性の多種
 多様な兒童を收容するのみならず殊に教育
 の中斷せる兒童が頻繁に半途入學するを以て
 その教育は同一學年にありても常に複式學級
 を取扱ふに等しき複雑なる教授面を有するを
 想像し得べし、從つてその學級編制は力めて
 多學年複合を避け且つ學級收容人員を減せざ
 るべからず本市の現況に就て云ば五十校悉く

複式編制にして全市の四割は四箇學年乃至六
 箇學年の單級編制而かも六箇學年單級編制の
 中五校は在籍五十人日々出席平均四十人を越
 ゆ單級編制の教授は兒童數の多寡に係らず困
 難なるも、況んやかゝる多數の收容人員を有
 し且つ半途入學兒童を不時に相當の學年的標
 準まで引上げべき個別扱の要ありとすればか
 る學級編制は到底教育の徹底を期し能はざ
 ること知るべきのみ故にこれか對策としては
 一、力めて複式編制を廢し少くとも三箇學年
 以上の複合を廢すること
 二、夜間部の學區域を統合して兒童收容、教
 員配置學級編制上の調整を計ること
 三、妄りに晝間部兒童を夜間部に編入せざる
 こと又夜間部と同じく貧困兒童には學用品
 を給するの途を開き殊に第一、第二學年は
 全部晝間に於て簡易學習をなさしめ其の課
 程を同じ第二學年に至り始めて夜間部に收
 容すること現に第二學年以下を收容せざる
 學校十あり

B 設備の不完全と其對策
 晝間部の設備が大體に於て夜間部に利用せら
 るゝは種々便宜ある所なれ共また夜間部とし
 て夜間學習、勞働後の教育を行ふものとして
 自ら独自の設備をも吝まざらん事を要す

一、電燈の設備を更に豊かにして教室及運動
 場暗く爲めに快活なる學習又は運動を妨く
 るが如きことなかるべきこと
 二、防寒の設備を設くること
 三、運動及娛樂的設備を設くること

- 四、喫茶洗足場等を設けること
- 五、身體狀況を顧慮して机腰掛等の用意に忽にせざること

第四 教師の精力不足難及其の對策

晝間部の教師が夜間部を兼務する現狀にては勢ひ教師の精力不足を免れず、元來小學校教育は生々潑刺たる兒童に對し不斷の成長を指導すべき事務なるを以て、その疲勞が他の筋肉勞働乃至普通の精神勞働の比にあらざるは云ふを俟たず、しかも疲勞多き夜間部勞働して低劣、過勞多様の兒童に對し困難なる數箇學年の複式教授を強ひつゝある現狀が繼續される、時は教師は遂にその精力を枯渴せしめ夜間部は勿論延いて晝間部教育能率を低下せしむるに到るべし既に到るところ口實を設けて夜間部擔任を回避し、或はこれを辭せんとする者尠からざらんとするが如き傾向あるは考慮を要すべき所なりとす故にこれが對策としては

- 一、能ふべくへんば夜間部專務制を採ること
- 二、就學出席狀況學級編制及び教科教材の整理等や、根本的解決により擔任教員をして正規の状態にして其の職を樂しましむること
- 三、從來の兼務制にては勤務を一週二回と定むるを適當とすべきこと
- 四、待遇を向上せしめ眞に誠意と手腕と健康とを兼備する優良教員を選任しやすからしむること

補遺

以上は共同團體本年度施設の重要なるものであるが、其他尙實業補習教育講習會の類は各地に行はれた。一例を學ぐれば十月二十日から九日間京都府教育會館に於て開催された京都府主催實業補習教育の講習並に研究會の如き之である。今試みに其要項を紹介しやう。

目的 本府訓令に示せる補習教育の主眼點たる實業教育、公民教育及び體育に關する事項を骨子とする講演を聴き且つ豫め課したる三問題に關する研究を爲す、又科外講演及見學を行ふ

會期 開會十月二十日午前八時半（日曜を除き九日間）閉會十月二十九日正午

會場 京都市川端丸大町上る京都府教育會館
 講師及題目 實業補習學校の經營及農業科に就て 文部省督學官農學博士澤村眞氏 ▲法制一班 京大教授法學博士仁保龜松氏 ▲青年教育に就て 大阪醫大學教授醫學博士木下東作氏 ▲青年指導に就て 内務省囑託留岡幸助氏、山本瀧之助氏 ▲商工業補習教育に就て 京大教授工學博士青柳榮司氏
 受講者並に研究題目 各郡市代表者三名乃至四名宛 (一) 家業補習學校公民科教授要目 (二) 實業補習學校體操科を有效ならしむべき具體案 (三) 女子の實業補習教育改善方案

更に各地市町村に於て小學校舍等を利

用して經營して居る各種實業補習夜學校は益増加しつつあるが、多くは設備も不全であり、出席歩合も一般に不良で従つて其効果も顯著ではないが、尙青少年の教養に或程度の貢獻を爲して居ることは勿論であるが煩を恐れて一切之を省略する。

二 私人又は私團體の施設

1. 私人

遠藤博士の印刷學校

「日本には近眼者や脊中の彎曲した者が多い、之は印刷不鮮明の多い結果であるが要するに職工が低級で、何等科學的腦髓の無い故である。職工に科學的知識があると能率の増進、印刷術の發達を促し衛生並に文明上の影響が大きい、故に學校に於て能率の増進、工場道德、勞働問題、印刷に關する一切の研究及び改良、印刷術の歴史等を研究するのは、日本に於て最も必要なことと思ふ」と云ふ趣旨の下に文學博士遠藤隆吉氏は五月印刷學校を設立した。

大日本労働教育専門夜學校

栗野界藏、堀内文次郎、福原俊丸男の諸氏發起賛成の下に昨冬東京小石川金富町に設置されたる、大日本労働教育専門夜學校では、桐生高等工業學校長西田博太郎博士を校長に、社會政策には法學士藤井悌氏、機械學には工學士小川芳太郎氏等を主任教授に鋭意労働者教育に従事し、十二月十三日其第一回卒業式を舉行した、卒業生は廿六名何れも晝間は劇務に従事してゐた者である。

2. 私設會社

兵庫縣下各工場の職工教育施設………

工場	教育場		教員數		專任教員		嘱託教員		現在生徒數	
	平家建	二階建	男	女	男	女	男	女	男	女
鐵工及諸機械	見三〇〇	—	七	二	八	—	九	—	三三	—
織工	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
紡績工	四三、二五	三三、四三	三	七	二	二	一〇	九	六	一、六六
製絲工	二、〇〇	三〇、五〇	〇	四	六	三	四	二	三〇	六〇
織物工	—	九四、五〇	二	—	—	—	—	—	—	—
製紙工	四三、〇〇	七〇、〇〇	二	—	—	—	—	—	—	—
硝子工	三、〇〇	—	三	—	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	七	—	—	—	—	—	—	—
計	八二、二五	八六、九三	六	三	一六	三	二二	一七	四八	二、四七

労働者の教育問題

大正八年末兵庫縣下に於て、常時職工五十人以上を役する工場總數三百五十の

中二百四十二工場に於て調査した所によると、職工に對し教育施設を有するものは僅々三十一工場であつて、工場總數の一割二分に過ぎない。而して教育場の總坪數は一千七百六十八坪、教員數百三十人、現在生徒數二千九百四十五人と云ふ微々たる有様である。中に就き組織稍々完全してゐるものは紡績工場にして製絲、鐵工及諸機械工場之に次ぎ織物、製紙及硝子の各工場之に次げること左記表示の如くである。

休業職工に對する教育施設

(イ) 財界の大變動で工業界の各工場は何れも休業状態に陥つたので、此機に際して遊食せる職工に工業に關する知識を涵養せしむべく、愛知工業試験場では各組合に對して講習會開催方の勧誘狀を五月廿九日發した。而して組合の申込みによつて染織其他適當の講師を派遣し、指導の任に當らんとするのである。

(ロ) 三河織物同業組合では休業職工に對し織物に關する學科を、女工には裁縫を課して彼等の修養向上に對し、適當の方法を講じた。

(ハ) 奈良縣高田町堀江織布工場に於ては九月一日の操業復活までの休機中を利用して職工に對し、普通教育を授くべく工場を學校式に改め、教師も招聘したが女工の多くは歸郷し、百名中僅かに十名足らずか居残りて裁縫等を教授された男工は反之尙五十名居残り適宜教育を受けた。

(ニ) 神奈川縣本綿の産地秦野の機業者は綿絲綿布の暴落が急に恢復しない爲め、

繰業開始の見込立たず、五月一日より三十日迄繰業を休止したが財界が全く安定しないので更に期間を延長して六月中旬迄休業するに決定し、女工は凡て學校へ通學せしむる事とした。

3 私團體

勞資協調會の社會政策講習會並に職工教育施設

財團法人勞資協調會では、其第一着の事業として本年四月社會政策講習所を東京神田錦町なる私立東京工科學校々舎の一部に設立した。其目的は社會政策を研究せんとし、又は社會的施設の實務に當らんとする者を養成するにある。入學資格は普通教育修了者及官公署及事業主の推薦に依る者とし、修學期間は五ヶ月で毎年二回之を開く。本年度の第一回講習は四月十二日に始まり七月廿九日に終了。修了證書を授與された者は百二十名であつた。第二回講習會は九月十一日から開始され、來年一月二十三日に全部講了の豫定である。尙同所

にては頻繁に科外講義を催し、又毎週一回演習を行ふ外實地見學をも爲して居る。左に第一回講習會の學科並に其の擔任講師を紹介する。

課目	時間	講師氏名
社會政策總論	一六	桑田 熊藏
勞働統計	一二	布川 孫一
法制大意	一八	野村 淳治
工場管理法	二〇	神田 孝一
工場衛生	二〇	石原 修
純益分配	一一	松村 光三
産業組合	一六	西垣 恒矩
社會事業	二四	生江 孝之
工場法及鑛業法	二〇	吉野 信次
近世産業史	一六	上田貞次郎
勞働紹介	一四	豊原 又男
職業紹介	一〇	同
社會學	二〇	小林 照朗
住宅問題	一〇	池田 宏
經濟概論	二〇	河津 暹
災害豫防	一〇	佐藤笠太郎
化學工業	一六	内田 壯
機械工業	一六	關口八重吉
社會事業	六	田子 一民
勞働保險	一二	森 莊三郎

高等工業學校附屬工業補習學校を譲り受け、九月卅一日同校で受授式を舉行した。同校は高等科、中等科、普通科、隨意科に分たれ目下千餘名の生徒を收容しつつあるが、協調會では一層進んで改善を加へ實績を擧ぐる豫定であると。

聯合工業調査委員會の工業教育刷新運動

機械工業會、工業化學會、造船協會、電氣學會、日本工業會、鐵道協會等工業關係の十四學會及び協會は聯合工業調査委員會を組織し、各團體より三名宛の委員を選び續いて古市公威男を理事長に推し協議の結果先づ工業教育の改善、工業振興策、度量衡及び工業品價格の統一等に就き考究する事に決定し、就中工業教育改善に就ても更に特別委員會を開き約五十項に亘りて決議したが其要點は左の如くである。

工業教育機關として高等、中等、初等の三種に分つ事は從來と同一なるが大學に關しては現今の如き單に學習の爲の學科制を廢して學科日の研究を主眼とし各學科には基礎學に重きを置き其他は自由選擇となさしめ教育を一定の形に強制せず學術の研鑽教授を主とする

こと中等教育機關に關しては現今の中等學校

を廢し中學四年修了者を收容し二箇年の専門教育を施し實際と學問との仲介者たらしむること初等教育機關に就ては先づ義務教育を八箇年に延長して品性社會觀念の陶冶に努め二箇年以上の専門的補習教育を施して有用なる職工を養成する事、其他教科書の編纂工場に徒弟教育機關を設置する事等

而して之等の決議諸項を印刷に附し文部大臣、諸工業學校、工業團體等に配布して工業教育大刷新の宣傳を爲し、其趣旨の徹底するまで運動を繼續する意氣込である。

同友會發起の在内地鮮人

労働者教化の巡回講演

東京を始め名古屋、神戸、大阪、京都、明石其他内地に在る鮮人労働者の知識を開發する爲め、在京鮮人の苦學生より成る同友會發起となり、巡回講演會なるものが設立され、早稲田下戸塚長白寮に假事務所を設け會長に洪承魯、親接部長に朴春琴、智育部長に姜昌基、財務部長に朴鵬張を擧げ、八月八日東京を出發して別記各地を巡講した。尙同友會は東京神田錦町河岸に權

城學校といふのを建設して在京鮮人の知識啓發に努めてゐる。因に會長洪承魯氏の談によれば鮮人労働者は東京市内だけで三千人以上あるから内地を通じては二、三萬にも上るであらうとのことである。

啓明會の國際教育會議開

催提唱

下中彌三郎氏を中心とする日本教員組合啓明會は今年秋ゼネヴァに開催の國際聯盟大會議長に對し、國際聯盟本部に常設機關として國際教育局を設置する事、毎年一回國際教育會議を召集する事、及び國際教育局に各國學校教科書檢閲委員會を設くる事の三箇條を建議した。別に二十七箇國の代表者及び國際聯盟に關係深きウイルソン、ロイドジョーヂ、ミルラン諸氏並に思想家ラツセル、ブルジョア、ウエツプの三氏を始め、英米佛伊の各教員組合の賛同を求むべく發信し、又特に我が代表目賀田男及び國際聯盟書記長たる新渡戸博士等の盡力を乞ふた。

大原社會問題研究所の讀書會

大原社會問題研究所に於ては社會問題に關する根柢ある理解を與へんとする目的を以て、東京大阪の兩地に於て十月初旬から讀書會を開催した。共に二組に分ち東京に於ては一の組はヂ、エツチ、コールの Labour in the Commonwealth を用ひ北澤新次郎氏之が解説の任に當つた。此會員四十三名、二の組はゼ、エス、ミルの Subjection of Women を用ひ、解説者は初めは森戸辰男氏、後に大山郁夫氏が代つた。此組は婦人に限り其數三十五名、兩組とも十月七日に開講し、以後毎週木曜に講義を繼續して十二月廿二日に完了した。尙科外講義として長谷川萬次郎、大山郁夫、高野岩三郎諸氏の講演があつた。大阪に於ては一の組は十月十三日より毎週水曜に高田慎吾氏が、シドニー、ウエツプの「防貧策」(文明協會譯)を解説して居る。此會員四十名、二の組は十月八日より毎週金曜に高野岩三郎氏が、ルヨ、ブレンタノの「労働者問題」(森戸辰男氏譯)を解説して居る。此

員四十六七名、兩組共に來年正月を以て完了する筈である。尙大阪に於ても權田保之會助、矢作榮藏諸氏の科外講義があつた。

労働團體の東西労働講座

イ 友愛會東京聯合會の講習會

友愛會東京聯合會に屬する各種労働者は自發的に労働運動に對する自己の思想的背景を作らんが爲め、各支部幹部約五十名を講習生として、十一月五日から毎週金曜日午後七時半より九時半まで神田女子音楽學校々舎に於て労働講習會を開催して居る。講習題目と講師は左の如くである

經濟學(安部磯雄) 労働運動と社會運動 (北澤新次郎) 國家學(佐野學) 労働運動史概論(植田好太郎)

賀川豊彦氏は友愛會神戸聯合會の請に應じ、十一月八日以降毎週月火の兩日午後六時から神戸市兵庫教會に於て、労働講座を開講してゐる。尙氏は大阪に於ても十一月三日以降毎週水曜午後七時から共益社で同様の講義を試みて居る。而して氏の講義の課目は左の如くである。

- 一、労働組合の歴史
- 二、労働組合の組織
- 三、労働組合の心理
- 四、労働組合と罷工支配權
- 五、労働組合と組合證票
- 六、労働組合とボイコット
- 七、労働組合と賃銀公定
- 八、労働組合と會計制度
- 九、労働組合と徒弟制度
- 十、労働組合と救濟制度
- 十一、労働組合と直接行動
- 十二、労働組合と社會主義

東京府下大島町二丁目の企業立憲協會本部に於ては十一月から安部磯雄、堀江歸一、北澤新次郎、新居格、河合榮治郎其他の諸氏を講師として、毎日曜日午後七時から日曜労働講座なるものを開いて労働者の爲に宇内の形勢と思想の大勢に通ずる教養を與へて居る。

佛教慈善財團の社會事業研究所

大日本佛教慈善財團經營の社會事業研究所(東京市築地本願寺内)は五月十八日其第一回の卒業式を舉行し更に十一月一日から第二回の講習を開始した。尙第一回の講習期間は六ヶ月、卒業生は四十名内四名の女子があつた。

第二 労働者の教育程度並に教育機關の狀況

一、労働者の教育程度

愛媛縣内職工教育程度(大正八年七月三十一日現在)

工業種別	工場數	職工數	性別	中學校		高等小學校		尋常小學校		不就學		計		
				卒業	一部修業	卒業	一部修業	卒業	一部修業	有筆	無筆			
生絲製造業	一一九	八、三九四	男	二	一〇五	一一〇	二三一	二四	五六	六、三六九	七二七	一八九	一四〇	七、九〇五
			女	一	〇	二	一	六	二	七	一	〇	〇	八

労働者の教育問題

業種	人数	性別	教育年数	教育程度	教育費	教育施設	教育内容	教育効果	教育問題
紡績業	六	四、六二四	女男	一七	一五	一六二二	二〇九五	一、四八五三	一、二四八七
製綿業	一	一〇二	女男	二一	二一	二一	二一	二一	二一
綿織物業	一一一	九、二二六	女男	二二	二二	二二	二二	二二	二二
染色整理加工業	一〇	三九四	女男	二二	二二	二二	二二	二二	二二
組物編物業	一	一六	女男	二二	二二	二二	二二	二二	二二
織職雑業	一	九	女男	二二	二二	二二	二二	二二	二二
機械製造業	一六	二五九	女男	二二	二二	二二	二二	二二	二二
船舶車輛製造業	三	一一〇	女男	二二	二二	二二	二二	二二	二二
金属品製造業	八	四八	女男	二二	二二	二二	二二	二二	二二
窯業	二四	七七八	女男	二二	二二	二二	二二	二二	二二
製紙業	三四	一、二八一	女男	二二	二二	二二	二二	二二	二二
製油採蠟業	一〇	五四	女男	二二	二二	二二	二二	二二	二二
製薬業	五	四	女男	二二	二二	二二	二二	二二	二二
顔料	一	一二	女男	二二	二二	二二	二二	二二	二二
人造肥料製造業	三	二三五	女男	二二	二二	二二	二二	二二	二二
醸造業	二	八八	女男	二二	二二	二二	二二	二二	二二
精穀製粉業	五	一一三	女男	二二	二二	二二	二二	二二	二二

業種	計		男		女	
	男	女	男	女	男	女
鐵 詰	1	3	1	2	0	1
印刷製本	5	131	5	126	0	5
紙 製 品	2	54	2	52	0	2
木竹製品業	3	61	3	58	0	3
雜 業	6	36	6	30	0	6
金屬精煉	1	22	1	21	0	1
合 計	378	26,281	378	25,803	0	478
男女通計	378	26,281	378	25,803	0	478

大阪市役所労働調査課調査 杓職工教育程度

煙の都たる大阪の職工は、ドレ位の學力を有するかと大阪市の調査係は市内及接續町村にある

主要工場數 百四十三
職 工 八萬三千八百卅五人
男 工 五萬二百一十一人
女 工 三萬三千六百卅四人

に就き調査中であつたが、昨年末現在數に依つて其成績を發表した。大體を通じて尋

常六學年卒業者が最も多く二萬千二百七十八名、即ち比例百人中廿五人強を示し尋常四學年卒業者十六人、七、六年程度尋常半途退學十四人、一の順序で其他は七八人之間を往來し中等學校卒業者は五百五十六人即ち百人中僅に〇、七人、姓名を書き能はざるもの五人、二で全くの無教育者は二千十百四人即ち二人、五の數字を示し然も中等學校卒業者は男工は百人中一人、女工は〇、一人であり無教育者は女工が百人中四人七男工は〇、九人で實に五倍である

十四歳未満 男工 一三 女工 一、三二 計

のは特に注意すべき事象である、更に職業別に就て見る時は、織維及染織工業化學工業及び雜工業の職工には六年程度、尋常卒業者最も多く機械工業及び特殊工業には、四年程度の尋常卒業者が第一位を占めて居る。

更に時を同じうして、大阪市内少年工の教育程度を調査したが、其年齢別は左の如くである。

十五歳未満	四四	一、九三	二、三六
十六歳未満	一、〇五	二、九六	三、九一
十八歳未満	三、六三	五、九三	九、五六
計	五、二〇	一、九六	一七、二六

即ち男工五千二百八十人、女工一萬一千九百七十六人、計一萬七千二百五十六人に就ての教育程度左の如し。

	男工	女工	計
全く文字を知らざる者	一九	一九	一八
自己の氏名を書き得る者	一九	二七	四四
四年程度尋常半途退學	一三	三	一六
四年程度尋常卒業	九	二七	三三
四年程度高等半途退學	八	二	一〇
四年程度高等卒業	九	一九	二八
六年程度尋常半途退學	九〇	四、四〇	五、三三
六年程度尋常卒業	二、四九	六、三九	八、七二
二年程度高等半途退學	四三	四五	九八
二年程度高等卒業	七三	二〇	九三
中學退學	三	五	八
中學卒業	八	一	九

労働者の教育問題

以上に該當せず	二	三	五
相當教育ある者	五、二〇	二、九六	一七、二六
計	五、二二	三、〇〇	一七、三一

即ち以上十三種に分類せらるゝものの中で男女合計數に於て最も多いのは六年程度の尋常小學校卒業より二年程度の高等小學校卒業者迄であつて、同數の過半を占めて居り、反之以前の四年程度の尋常及高等小學校の者の尠いのは、最近の教育制度が嚴密となつたのと兩親或は工場主にして少年工をして就學せしむる者が漸増したによると解せられる。又男女別を以て見る時は全く文字を知らざる者及僅に自己の氏名を書き得る程度の者は比較的男工に尠いに拘らず、全般的に見て女工の方が就學者の多いのは、注意すべき現象である。

警視廳管下職工の教育程度

警視廳工場課では管下の工場に在る職工の教育状態を調査中であつたが、四月五日其結果を發表した。それに依ると管下に於ける工場法適用の工場數二千六百九十

六、從業職工數十六萬四千八百九十名であるが其中、中學卒業程度の者が一千四名、同一部修業者が四千六百七十七名、高等小學卒業程度の者が二萬一千五百三十名、同一部修業者が一萬三千百九十六名、尋常卒業程度の者が五萬五千〇六十七名、同一部修業者が三萬六千四百廿三名で他の一萬四千四百〇六名は全然無教育者である。而して其無教育者の多いのは、織物工の二千九百八十一名、紡績工の二千七百卅五名、機械工の二千七百十七名、組物編物工の一千〇三十九名等で、千位以下は金屬製造、製紙印刷、製本、護謄、石鹼、染職加工の順序、最も少いのは發火物、菓子、皮革、醸造工等である。更に工場法非適用の工場に於ては無教育者は一層多い。茲に於て同廳では向後各工場に於て強制的に職工に教育を授けしめ以て無教育者の絶滅を期する方針であるとの事である。

福岡縣農民の教育程度

福岡縣農民の農事教育を了せし者を舉

げると左の如くである。

年次	高小卒業	同程度農業教育	中等教育	同程度農教	△農民と農事教育程度	△専門學校及大學卒業
卅年	六、三五五	二、六七五	六三三	二九	八	九、四〇〇
卅一年	八、二六五	一、〇三〇	一、〇三九	不明	七	六、九七
卅二年	九、二二〇	七三三	一、三三四	一四	六	四、六〇五
卅三年	一〇、九四三	九一九	一、三六	八	五	九、四〇
卅四年	八、四九〇	一、六三三	一、四〇八	二六	四	六
卅五年	八、六九四	二、〇八五	一、七四二	二九	三	八
卅六年	八、五六〇	二、九七八	一、八八六	三七	二	八
卅七年	九、三三九	三、四八四	一、六八九	三五	一	八
卅八年	九、九八九	四、四七七	二、五五	四二	〇	八
卅九年	一〇、七三二	四、九八六	二、九七八	四二	〇	八
四〇年	一一、五五〇	五、七四七	三、三三一	六三	〇	八
四一年	一二、三三三	六、五九〇	三、六九二	七〇	〇	八
四二年	一三、二五九	六、九六	四、一〇八	七三	〇	八

右の外短期の農事講習並に補習教育を受けた者は明治卅七年から昨大正八年迄の十六年間に合計十九萬九千二百四十八名で、昨年度に於ける男子の農業労働者數と略相等し。

二 労働者教育機關の狀況
八幡製鐵所大藏職工養成所の卒業式

八幡製鐵所大藏職工養成所に於ては十月三十日午前十時より、補習部第二部生十七回(百〇七名)、補習部第二部同二回實用數學科(四十二名)、補習部第一部第七回工學大意科(四十二名)、及び機關車構造法操縦法(二十七名)、國語漢文科(三十名)、電氣科(五十一名)の各修了證書授與式を舉行した。

大阪府立西野田職工學校の狀況(大正九年五月調査)

▲本校

沿革

- 明治四十年十月二日 本校設置認可
- 明治四十一年四月二十日 第一回入學式を舉行
- 同 十二月一日 第一回職工教育慰安會開催
- 同 十二月七日 附屬工業補習職工夜學校開始
- 明治四十二年六月三日 本校落成式舉行
- 大正三年三月廿三日 學則一部改正建築裝飾科増設
- 同 四月一日 今宮分校開始

大正五年四月一日 分校獨立して今宮職工學校と改稱し本校を西野田職工學校と改稱
 大正六年三月卅一日 學則一部改正
 同 四月一日 附屬工業補習職工夜學校を府立西野田工業補習學校と改稱
 同 四月廿三日 大阪工業會設立大阪工業專修學校中等部本校内に開設
 同 八年四月廿八日 學則一部改正

事業

本校 (徒弟學校規程)
 府立工業補習學校 (補習教育、學科制)
 大阪工業會設立工業專修學校中等部 (學年制)
 職工教育慰安會 (一般職工及其の家族の教育並慰安)

內容

校舍及敷地 校舍建坪 一、四四四坪一三 敷地 四三〇〇坪
 設置教科 建築科 家具科 建築裝飾科 木型科 鑄工科 鍛工科 仕上科
 修業年限 各科三ヶ年 但全課程修了後一ヶ年間の實地練習の結果卒業
 授業料 一ヶ年金拾壹圓(月金壹圓)大正八年度より施行
 生徒定員 六百名

校長	一	職員數	二	會計	一	校醫	一	計	三九
奏任教諭	六	教諭	一二	書記	四	教員心得	一五	舍監	三
雇員數	七	火夫	一	門監	二	衛士	三	計	一三
機關手	一								
生徒數		建築科	三六	家具科	二一	建築裝飾科	一八	木型科	一六
第一學年	一		二二		八		一五	鑄工科	二四
第二學年	二		一〇		四		一五	鍛工科	二五
第三學年	三		六八		三三		一〇	仕上科	七五
計					三三		四七	計	二一五
					三三		四七		一一七
					三三		四七		一六九
					三三		四七		四〇一

勞働者の教育問題

種別	生徒年齢		
	最高	最低	平均
第一學年	一七年三月月	一一年七月月	一四年五月月
第二學年	二三年二月月	一三年六月月	一六年五月月
第三學年	二六年一月月	一五年四月月	一七年四月月

生徒出身地方別

學年	家庭職業別									
	官公吏	工業	商業	農業	會社員	雜業	無職業	計	管内	管外
第一學年	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二學年	三	二	五	一	一	一	一	一	一	一
第三學年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一

種別	入學前之學歷	
	第一學年	第二學年
第一學年	〇・七九〇・七五〇・七八〇・五八〇・四六〇・三五〇・三六〇・三五〇・二六〇・二四〇・二四〇・六一〇・七一	〇・三三〇・二二〇・一三〇・一〇〇・〇九〇・〇八〇・〇七〇・〇六〇・〇五〇・〇四〇・〇三〇・〇二〇・〇一〇・〇
第二學年	〇・三三〇・二二〇・一三〇・一〇〇・〇九〇・〇八〇・〇七〇・〇六〇・〇五〇・〇四〇・〇三〇・〇二〇・〇一〇・〇	〇・二二〇・一三〇・一〇〇・〇九〇・〇八〇・〇七〇・〇六〇・〇五〇・〇四〇・〇三〇・〇二〇・〇一〇・〇
第三學年	〇・二二〇・一三〇・一〇〇・〇九〇・〇八〇・〇七〇・〇六〇・〇五〇・〇四〇・〇三〇・〇二〇・〇一〇・〇	〇・一三〇・一〇〇・〇九〇・〇八〇・〇七〇・〇六〇・〇五〇・〇四〇・〇三〇・〇二〇・〇一〇・〇
計	〇・七九〇・七五〇・七八〇・五八〇・四六〇・三五〇・三六〇・三五〇・二六〇・二四〇・二四〇・六一〇・七一	〇・三三〇・二二〇・一三〇・一〇〇・〇九〇・〇八〇・〇七〇・〇六〇・〇五〇・〇四〇・〇三〇・〇二〇・〇一〇・〇

種別	入學前之學歷	
	第一學年	第二學年
尋常小學校卒業者	七九	二七
高等小學校一年修業者	四六	一五
高等小學校卒業者	八五	七二
中學三年以上修業者	五	三
計	二一五	一一七

種別	入學者と卒業者との歩合									
	一回卒業 (大正元年)	二回卒業 (大正二年)	三回卒業 (大正三年)	四回卒業 (大正四年)	五回卒業 (大正五年)	六回卒業 (大正六年)	七回卒業 (大正七年)	八回卒業 (大正八年)	九回卒業 (大正九年)	十回修了 (大正九年)
入學者	八九	九四	二一五	一一七	一三二	一一八	一一六	一二七	一二七	一三二
卒業者	三八	四三	五一	六三	七一	八一	七一	七三	六六	五五七
合計	〇・四三	〇・四六	〇・四四	〇・五四	〇・五四	〇・六九	〇・六一	〇・五七	〇・五三	〇・五三

種別	卒業生就職工場別									
	一回卒業 (大正元年)	二回卒業 (大正二年)	三回卒業 (大正三年)	四回卒業 (大正四年)	五回卒業 (大正五年)	六回卒業 (大正六年)	七回卒業 (大正七年)	八回卒業 (大正八年)	九回卒業 (大正九年)	十回修了 (大正九年)
官公場	二五	二三	三二	三九	四四	五九	五四	六七	六一	四〇一
官衙學校	五	五	六	二	五	四	二	一	二	三一
自衛隊	五	九	七	一〇	八	九	八	三	三	五九
兵	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
死亡	三	一	四	二	一	二	四	三	一	四
計	三八	四三	五一	六三	七一	七一	八一	七三	六六	五五七

給料	修了生収入				
	修了當時	修了一年後	修了當時	修了一年後	修了當時
給料(日給)	一・五〇〇	一・九六〇	六〇〇	一・二五〇	九七〇
一年間の月平均収入	六八・〇〇〇	一・九六〇	二七・〇〇〇	一・二五〇	四一・三〇〇

學年	學費				
	寄宿費	書籍金	製圖用器具	學用品	洋服及帽子
第一學年	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇
第二學年	六・〇〇〇	六・〇〇〇	七・八〇〇	一〇・〇〇〇	一三・四〇〇
第三學年	三・六〇〇	三・六〇〇	五・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一三・四〇〇
計	一九・六〇〇	一九・六〇〇	八・三〇〇	三〇・〇〇〇	三三・五〇〇

目	一ヶ月食費				
	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
寄宿費	五・五〇〇	六・〇〇〇	五・七〇〇	七・五〇〇	八・五二〇
授業料	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
校友會費	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
計	五・五〇〇	六・〇〇〇	五・七〇〇	七・五〇〇	八・五二〇

労働者の教育問題

一ヶ年雜費	・四二〇	・四五〇	・四八〇	・五〇〇	・五四〇	二・五〇〇
計	五・九二〇	六・四五〇	六・一八〇	八・〇〇〇	九・〇六〇	一四・五〇〇
收 容 員 數	六〇名	六〇名	六三名	六五名	六二名	六五名

目	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年
一ヶ年仕入高	九七・七八五	三〇五・九九〇	三六八・七八五	四四一・五〇〇	四三三・九〇〇	五八・七六〇	七三・三五〇	一、〇二七・六七〇	
一ヶ年賣上高	一一〇・三四五	三七五・二四〇	四三八・五四五	五二五・九〇五	五六九・〇九五	七〇九・五三〇	八八・二二五	一、二八七・一五〇	
一ヶ月賣上高	一〇・〇三二	三二・一〇四	三九・八六八	四七・八一〇	五二・七三六	六四・五〇三	七三・四四	九八・九三〇	
一ヶ年利益高	二・三六〇	六九・一九〇	六九・七六〇	八四・四〇五	一一五・一九五	一一九・七七〇	一五八・九七五	一五九・三九〇	
利益歩合	〇・二三	〇・三三	〇・一九	〇・一九	〇・二五	〇・三〇	〇・三三	〇・二六	

▲府立西野田職工補習學校

沿革

明治四十一年十二月七日 附屬工業補習職工夜學校開始
 大正六年四月一日 府立西野田工業補習學校と改稱
 大正九年五月 第三十五回開講中

内容

現在設置教科 建築設計製圖科 家具設計製圖科 機械設計製圖科
 木象嵌及着色實習科 彫刻實習科 塗工實習科
 鑄工實習科 鍛工實習科 機械實習科

修業期間 毎回四ヶ月
 開講時期 毎年(三回)一月、五月、九月
 授業料 無月謝
 職員數 校長一、訓導一一、書記二、(本校職員より兼任)
 入學及卒業者一覽

回	自第一回至第三三回	第三四回	第三五回	第三六回
入學者數	八、六八二	二六三	二二六	二八五
總數	一回平均	(九年一)月開講	(九年五)月開講	(九年九)月開講

卒業者數	五、五一五	一六七	一七二		
歩合	〇・六四	〇・六三	〇・七六		

生徒年齢

種別	自第一回至第三三回	第三四回	第三五回	第三六回
最高	五四年	四三年	四六年	
最低	一二年	一四年	一三年	
平均	二一年	二一年	二一年	

▲大阪工業會設立工業專修學校中等部

(これは私立であるが便宜上茲に掲げる)

沿革

大正六年四月廿三日 大阪工業會設立工業學校開始
 大正七年一月三十日 大阪工業專修學校と改稱

内容

設置教科 機械科 電氣科 應用化學科 採礦冶金科 紡織科
 修業年限 各科二ヶ年
 授業料 月金貳圓
 生徒定員 八百名

校長	副校長	主事	講師	書記	科長	計
一	一	一	二九	二	一	三五

職員數

學生數	第一學年	第二學年	計
二九四	一六八	一六八	四六二

機械科	電氣科	應用化學科	探礦冶金科	紡織科	計
二九四	一六八	六二	一三	四七	五八四

種別	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年
入學者數	一、〇二八	一、〇八一	六六九	七六八
入學者數	七八〇	八五二	五七二	五九六
入學者數	一四七	七八〇	八五二	一九六

▲累年經費(大正八年迄は決算)
(大正九年度は豫算)

費目	明治四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	大正元	同二
俸給	三、八八〇	六、三〇〇	一〇、一六〇	一三、八四〇	一三、九四〇	一四、五八〇	一五、三六〇
雜給	一、七〇〇	二、八〇〇	五、一七〇	五、〇三〇	五、〇〇〇	五、〇五〇	五、九八〇
國庫納金	三、八〇〇	六、三〇〇	一〇、一六〇	一三、八四〇	一三、九四〇	一四、五八〇	一五、三六〇
備品費	五、一九〇	四、九五〇	四、七二〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、五〇〇
材料費	一	一、六〇〇	五、五八〇	六、三六〇	六、三六〇	六、三六〇	六、六八〇
其他校費	一七三、三〇〇	一、三九、二〇〇	三、四八、四〇〇	三、三九、五〇〇	三、五九、一七〇	三、六八、九〇〇	五、五二、五七〇
修繕費	一	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇

労働者の教育問題

入學前の學歷	尋常小學	高等小學	中學及實業學校	實業學校	計
第一學年	三一	五五一	二	一	五八四
第二學年	一五	二五三	一二	一	三三〇
計	四六	八〇四	一四	五〇	九一四

▲職工教育慰安會

一般職工教育の目的を以て毎月一回(十五日夜)職工教育慰安會を開催 名士の講演及各種の餘興をなし回を重ねること 百二十回に及び聴衆毎回五六百乃至千二百を算す。

種別	第一學年	第二學年
最高	三一年四ヶ月	三二年一ヶ月
最低	一五年五ヶ月	一六年七ヶ月
平均	一八年四ヶ月	一九年五ヶ月

工業補習學校も此種教育施設の模範例と看做されてゐる。左に其學則を掲げる。

日本絹摺工業補習學校學則

一、學校の名稱目的及科別

第一條 本校は日本絹摺工業補習學校と稱し

日本絹摺株式會社桐生工場内に之を設立す

第二條 本校は國民教育の補習を爲し健全なる國民的精神を涵養して實務に習熟せしめ誠實勤勉の風を馴致し且つ生計に必要な知能を啓發するを以て目的とす

第三條 本校内に男子部女子部の二部を置き各部内に左の各科を設く

一、男子部

イ、本科 尋常小學校卒業の者にして本校卒業の後に本會社作業員たる希望者を入學せしむ

ロ、別科 本會社住業員中の希望者を入學せしむ

二、女子部

イ、作業員養成科 本會社作業員として入社したるもの全部を入學せしむ

ロ、裁縫養成科

一、裁縫裁縫養成科、本會社作業員中裁縫に堪能なるものにして卒業後は裁縫教師たるに適する人格を有するものを選抜入學せしむ

二、役員養成所 會社作業員中業務に精通して工場に於て將來役員たらしめ又寄宿舎役員たむるに適當なる

人格を有するものを選抜入學せしむ

ハ、本科 本會社作業員中尋常小學校卒業以上のものを入學せしむ

ニ、速成科 本會社作業員中年齡十四歳以上にして尋常小學校を卒業せざるものを入學せしむ

二、修學年限學期學年休業日

第四條 各科の年限を定むること左の如し

一、男子部 本科二ケ年、別科一ケ年

二、女子部 作業員養成科三ケ月

裁縫裁縫養成科二ケ年

裁縫養成所 役員養成科 一ケ年

本科 三ケ年 速成科 一ケ年

第五條 學年は四月一日に始まり三月三十一日に終るものとす

第六條 一學年間を三學期に分つこと左の如し

第一學期 四月一日より七月三十一日迄

第二學期 八月一日より十二月三十一日迄

第三學期 一月一日より三月三十一日迄

第七條 休業日を定むること左の如し

一月一日より一月三十一日迄(冬季休業)

三大節及天長節祝日

八月一日より同月三十一日迄(夏季休業)

毎月二回

三、學科課程及授業時間

第八條 學科課程及毎月授時教を定むること別表の如し

第九條 每學期の終りに於て試験を行ひ學年

四、試験に關する事項

第十條 本會社作業員として入社したる尋常小

學校卒業以上の男女及將來本會社作業員たる希望を有する義務教育終了の男女并に尋常小學校を卒業せざるも學齡以上の男女作業員は本校に入學を許可するものとす

但入學すべき科は本人の希望に依つて選定せしめ又は本會社に於て特に選抜指定することあるべし

第十一條 退學せんとする者は理由を具して學校長に願出許可を受くべし

第十二條 授業料及入學料は總て之を徴收せしむ

第十三條 本校生徒中學力優等品行方正にして他の模範とするに足るものは之を褒賞することあるべし

第十四條 本校生徒たるの體面を汚辱する行為ありたるものは之を處罰することあるべし

未に於て其成績と素の成績とを考査して及第及落第を判定す

五、入學及退學に關する事項

第十條 本會社作業員として入社したる尋常小

學校卒業以上の男女及將來本會社作業員たる希望を有する義務教育終了の男女并に尋常小學校を卒業せざるも學齡以上の男女作業員は本校に入學を許可するものとす

但入學すべき科は本人の希望に依つて選定せしめ又は本會社に於て特に選抜指定することあるべし

第十一條 退學せんとする者は理由を具して學校長に願出許可を受くべし

第十二條 授業料及入學料は總て之を徴收せしむ

第十三條 本校生徒中學力優等品行方正にして他の模範とするに足るものは之を褒賞することあるべし

第十四條 本校生徒たるの體面を汚辱する行為ありたるものは之を處罰することあるべし

第十五條 本校生徒は總て日本絹摺株式會社桐生工場寄宿舎に宿泊せしむ (以下略)

八、寄宿舎に關する事項